

国家賠償、「裁判官

のあやまち」(過失)で弁護士が国を訴えて勝訴したのは(全国でも先に)私の平成十五年二月の名古屋地裁判決(事件は岐阜県多治見裁判所)がただひとつである。

当時、毎日新聞は社会面トップ七段ぬきで報道した。

今般の岐阜国家賠償裁判と大きく異なるのは、**後津順子裁判長**が(裁判官は尋問しなかった)事件に立ち会ったS書記官の「陳述書」を提出させ、その書記官を法廷で証人尋問したことである。

もちろん、私の尋問も行われた。

その結果「裁判官に有利な証言をした」S書

記官の法廷供述および

陳述書(報告書)の内容は信用することが出来ない」と判断し画期的な勝訴判決を下したのである。(審理に五年がかかった)

◇ ◇

事件は、多治見の裁判所での接見(面会)で私が被疑者に、取調べの心得(美和ノート)を差し入れようとして裁判官に拒否されたことで発生した。

〈国側の巧妙な主張〉

①美和弁護士が差し入れようとした文書は、弁護士のものではなく第三者が作成したものと裁判官は思った。

②弁護士と対処対応していたのは四回とも書記官であり裁判官は直接しゃべっ

てはいない。

③数回に渡って弁護士から抗議を受けたことはない。④異議があるなら然るべき処置をとってほしいと言っていない。

⑤裁判官は、違法不当な目的をもって処分したわけ

弁護士日記

国家賠償裁判における勝訴判決の解説

美和 勇夫

ではないから最高裁の判例によればなんら違法性は無い。

〈私の反論〉

文書は逮捕された者の心得を書いた私のオリジナル文書で八ページに渡っており、素人が書いたものでは

ないことはすぐ分かる。三

回の拒否に合い私が四回目に裁判官差へ入ったところとした所裁判官が出てきた。弁護士との差し入れが出来ないはずがない」「しっかりと法律を検討してくれ」

明白である。

裁判官としてあつてはならない法律の適用を誤ったばかりでなく何度も抗議をうけたのに刑法上の条文の確認をしなかった。

裁判官は憲法上保障された弁護権の行使をされた弁護権の趣旨に明らかに背いて行使した。裁判官の対処は、国家賠償法という違法な行為に該当する。

判決というものは結論を決めてしまえば、あとは適当にりくつをつければどのようなにでも書ける。

しかし今般の私の「多治見裁判官への岐阜地裁国賠判決」のように、裁判官書記官

私など一切の法廷尋問もやらず陳述書(経過報告書)も提出させず

「裁判官が懲戒になるなどと発言したとは考えがたい」とひたすら裁判官をかばうのは、民事裁判手続の体をなしていない。

おおよそ、証人調べも一切しない判決など許されざる事である。このように国賠判決は、担当する裁判長しだいであり、なんとでもへりくつをつけて書けるのである。

後津裁判長は今、名古屋高裁におられるが、このように出世を考えず虚心坦懐に判決が出せる正義の裁判官は、残念ながらきわめて少数である。